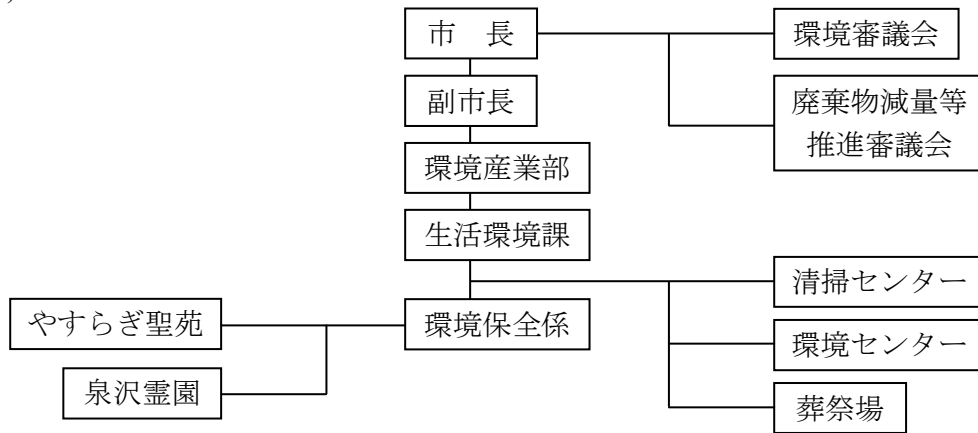


第2章 環境行政の概要

(1) 組織



(2) 事務分掌

◎ 生活環境課

- ・墓地に関すること。
- ・そ族昆虫に関すること。
- ・あき地の適正管理に関すること。
- ・土砂等による土地の埋立て規制に関すること。
- ・水道施設を設備する給水組合助成に関すること。
- ・公害に関すること。
- ・地球温暖化防止に関すること。
- ・廃棄物処理施設の設置に関すること。
- ・市区域外一般廃棄物の処理に関すること。
- ・不法投棄に関すること。
- ・自然環境保全地域等に関すること。
- ・浄化槽設置届出等の事務処理に関すること。
- ・葬祭場に関すること。
- ・やすらぎ聖苑に関すること。
- ・環境審議会に関すること。

◎環境センター

- ・環境センターに関すること。
- ・一般廃棄物(し尿)の収集、運搬、処分に関すること。
- ・一般廃棄物(し尿)の処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。

◎清掃センター

- ・清掃センターに関すること。
- ・一般廃棄物(ごみ)の収集、運搬、処分に関すること。
- ・一般廃棄物(ごみ)の処理業の許可及び指導に関すること。
- ・へい獣の処理等に関すること。
- ・ごみの減量化、資源化に関すること。
- ・廃棄物減量等推進審議会に関すること。

(3) 北茨城市環境審議会

北茨城市公害防止条例第 16 条の規定に基づき、環境全般について調査及び審議を行う市長の諮問機関として設置されている。

委員は、市議会議員、関係機関団体の代表者または役職者、学識経験者及び事業者の 16 名で組織されている。

(4) 北茨城市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため設置されている。

委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者、事業者の 14 名で組織されている。